

インドでの特許出願権の証拠に関する要件

ディーパク・シンⁱ
バパット・ヴィニットⁱⁱ

インドにおける特許出願資格

1970年特許法（以下、「特許法」）第6条は、インドにおいて特許出願する権利があるものを定義している。特許法第6条によると、単独または共同で特許出願を行うことができるのは、真正かつ最初の発明者、発明者の譲受人、または発明者もしくは譲受人の法律上の代理人である。特許法第2条（y）項は、「真正かつ最初の発明者」には「インドへ発明を最初に輸入した者又はインド国外から発明を最初に伝達された者の何れも含まない」と定義している。

特許法には「発明者」の定義はないが、一般には、その者の創意工夫、技能、または技術的知識の一部によって発明に貢献した者を意味すると解釈される。V. B. Mohd Ibrahim 対 Alfred Schafrank 事件 [AIR 1960 Mys 173 at 175] では、資金のみ提供した者、技能または技術的知識で発明に貢献していない者には発明能力があるとは言えず、よって発明者とは言えないという判断が示された。さらに、Shining Industries 対 Sri Krishna Industries 事件 [AIR 1975 All 231 at 234] では、発明者または会社の従業員は特許出願を行う権利を会社に譲渡することができ、その場合、会社は譲受人としてのみ特許を出願できるという判断が示された。

「譲受人」とは、特許法第2条（a b）項により、「譲受人の譲受人及び故人となった譲受人の法律上の代表者」を含むと定義されており、「何人かの譲受人とは、当該法律上の代表者の譲受人又はその者の譲受人を含む」とされている。Sethi Construction Company 対 CMD, NTPC 事件 [2002(65) DRJ 732 at 9] において、デリー高等裁判所は、「譲渡とは、ある者の財産に対する利益または権利をその者から別の者に移転する性質のものであり、譲渡をもって、その対象物に対する前者の利益、権利および救済請求権が後者に移転する。その場合、後者は、譲渡を受けることにより、自己の名義で前者の権利を享受することができるようになる」という判断を示した。

譲受人の出願権の証拠に関する要件

特許出願が譲受人によって行われる場合、特許規則10で準用される特許法第7条（2）項は、出願権の証拠を出願と同時にまたは出願後6ヵ月以内に提出しなければ

ばならないと定めている。これが必要なのは、出願人がその特許に対する権利を真正かつ最初の発明者、またはその発明の正当な所有者から得ていること、また出願人は、特許を出願し特許を受ける権利があることを立証するためである。さらに、特許法第68条は、譲渡は書面で行わなければならないとし、権利義務を規制する全ての条件を記載した書類の形式をとっていない限り、効力を生じないと定めている。

特許権の証拠となる文書

インド特許庁では、譲渡証書となるものには、幾つかの方法が認められている。もっとも一般的な方法は、出願願書（FORM 1）にある「DECLARATION」（第6項目）に発明者が署名をすることで自分が真正かつ最初の発明者であることと、出願人に出願権を譲渡したことを宣言することである。

6. DECLARATIONS		
(i) Declaration by the Inventor(s)		
We, the above named inventors are the true & first inventors for this invention and declare that the applicants herein are our assignee or legal representative		
Name	Date	Signature of the Inventor

他の方法として、真正かつ最初の発明者から出願者への譲渡が明確に記載されている譲渡証書の原本またはその公証謄本を用意する方法である。このことは、優先権を主張しない原出願（Ordinary Application）、優先権を主張する条約出願（Convention Application）のいずれについても同じである。

被雇用者の発明は雇用主に帰属する国、たとえば英国、オランダ、マレーシア、ドイツ、フランス等から優先権を主張して条約出願する場合、特許規則10で準用される特許法第7条（2）項により、インド特許庁に出願権の証拠を提出する必要がある。さらに条約出願の場合、譲受人は出願権の証拠として、第1出願国の特許庁に登録されている特許譲渡証の認証謄本を提出することができる。たとえば、米国が第1出願国であれば、特許の譲渡証を米国特許商標庁（USPTO）に提出することによって、発明者はその発明をその所属組織またはその他の会社に譲渡することができる。譲受人がインドにおいて特許出願する場合には、USPTOに登録された特許譲渡証の認証謄本をもって、出願権の証拠に関する要件は満たされるであろう。

PCT（特許協力条約）出願の国内段階に関しては、国内段階での出願時に発明者

および／または譲受人に変更がなく、出願人が PCT 規則第 4.17 規定に基づく申立書を提出している場合には、出願権の証拠は必要ない。ただし、国際出願日後に譲受人の変更が生じ、様式 PCT/IB/306 による国際局からの通知にその変更が反映されていない場合、出願は先ず当初の譲受人の名義で行われなければならない。PCT 出願の国内段階書類が提出されていれば、取得証もしくは譲渡証、または契約文書の提出等、所要手続きを履践することによって、譲受人の名義変更が可能である。

発明者が PCT 出願を提出し、その後発明者から譲受人に発明が譲渡された場合、書式 PCT/IB/306 により出願人の名義変更が通知されていれば、譲受人は、インドにおいて直接、国内段階出願することができる。そうでない場合は、発明者から譲受人に権利を譲渡する旨の譲渡証または契約書を添えて、後日譲渡の登録手続きを行わなければならない。

なお、PCT 出願同様、条約出願の場合でも、第 1 国の出願時の発明者および／または譲受人にインド出願時に変更がない場合、出願権の証拠は必要ないと解釈するインドの弁理士／法律事務所がいる。インド出願時に、第 1 国の出願時の発明者および／または譲受人に変更がないことは優先権証明書（またはその英訳）から証明できる。出願願書に発明者に署名させたり、署名済みの出願願書を後日提出したり、譲渡証書の原本を英訳・公証することは出願人に金銭面で負担をかける。この負担を可能なら軽くすることが狙いであると思われる。

終わりに

インドの特許法では、出願権の証拠が必須の要件であることがご理解いただけるものと思う。出願権の証拠として提出できる文書の種類については、一定の柔軟性があると言える。ただし、出願権を立証するためには、譲渡証または契約書によって発明に対する権利を取得することが、特許法および特許規則に基づく発明の特許取得のプロセスの重要な一部である。

ⁱ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所、ニューデリー、インド

ⁱⁱ 株式会社サンガム I P、東京、日本